

1 目 的

利便性が高く、安全・安心に移動できる道路網を構築するためには、幹線道路の整備に加え、生活道路の整備が必要です。

しかしながら、生活道路に対する地域からの整備要望は非常に多く、また、道路環境も様々であるため事業化が難しい状況となっています。

生活道路は、おもに地域にお住まいの方々に利用が特定されるため、地権者をはじめとする地域の協力が重要となります。

そのため、生活道路の整備は、地域の要望を前提に一定基準のもとに事業の必要性等を考慮し、また、地域との合意形成を充分に行い、事業期間の短縮や事業効果の早期発現を図ります。

2 基本的な要件

- (1) 市道として認定されている道路であること
- (2) 関係者全員の用地協力が得られていること
- (3) 道路排水の放流先が確保されていること
- (4) 自治会の総意であり、事業推進のため地域（自治会等）が協力していくこと。

3 基本的な考え方

- ①現況（幅員・利用状況・排水状況等）
 - ・起終点及び要望道路の幅員・舗装の状況
 - ・沿線住宅の連立状況や経緯
 - ・土地の利用状況
 - ・道路排水放流先の整備状況など
- ②必要性（通学路・交通量）
 - ・小中学校の通学路指定状況
 - ・朝夕の交通量や通過交通車両の状況など
- ③重要性（道路のネットワーク）
 - ・他の地域間とのアクセスなど
- ④緊急性（事故・災害等）
 - ・交通事故や災害の発生状況など
- ⑤効率性（費用対効果）
 - ・沿線住民や地域間の利便性、避難所へのアクセスなど
 - ・支障物件がどの程度生じるのか、高低差や道路構造物など施工する場合の難易度など

4 道路の整備基準

- ①道路幅員は、原則5.4mの両側側溝が基本です。
（現地の状況により片側側溝の場合もあります）
- ②道路の中心からの均等振り分けとは限りません。
（補償費等の事業費を考慮します）
- ③道路排水の放流先が確保されている。
- ④整備された側溝に家庭排水をつなげる場合には、
合併処理浄化槽への転換が必要となります。
- ⑤地域の実情によっては、交通機能を早期に確保
するために待避所、見通しの改善、路肩整備など
の点的整備を行います。

